

山辺町簡易水道事業経営戦略

(計画期間：令和8年度～令和17年度)

令和8年3月

山辺町

目次

1.はじめに	1
1.1.経営戦略策定の背景と趣旨.....	1
1.2.計画期間.....	1
1.3.計画的かつ合理的な経営の推進.....	1
2.基本方針	2
3.現状と将来見通し	3
3.1.事業の概要	3
3.2.給水・施設の状況	3
3.3.料金体系.....	4
3.4.組織体系.....	5
3.5.人口	6
3.6.水需要.....	8
3.7.料金収入.....	10
3.8.これまでの主な経営健全化の取組	12
3.9.経営分析.....	12
3.10.施設の見通し.....	15
3.11.組織の見通し.....	15
4.今後の投資計画と経営戦略.....	16
4.1.投資・財政計画（収支計画）の前提条件	16
4.2.投資・財政計画（収支計画）	16
4.3.計画期間内の経営状況	25
4.4.投資・財政計画（収支計画）の策定にあたっての説明	25

4.5.投資・財政計画（収支計画）に未反映の取組や今後検討予定の取組の概要.....26

5.経営戦略の事後検証、更新等に関する事項 28

1.はじめに

1.1.経営戦略策定の背景と趣旨

簡易水道事業運営は、築北簡易水道給水区域及び大蔵簡易水道給水区域に暮らす町民生活はもとより、社会経済の基本的役割を果たしていることから欠かすことのできないものですが、人口減少等に伴う使用料収入の減少、管路・施設等の老朽化による更新投資の増加など、簡易水道事業を取り巻く経営環境は厳しさを増しています。

この経営戦略は、経営環境の変化に対応し、次の世代に簡易水道事業を確実に引き継ぐための指針として策定するものです。

1.2.計画期間

中長期的な視点から経営基盤の強化等に取り組むことができるように、「投資・財政計画」の期間は10年以上を基本とすることから、令和8年度から令和17年度までの10年間とします。

1.3.計画的かつ合理的な経営の推進

簡易水道事業に求められる役割を果たし、事業を将来にわたり安定的に必要な住民サービスの提供を維持するため、経営戦略の策定にあたっては、下記のような視点に留意して立案し、当該戦略に基づく合理的な経営を推進します。

- ① 住民の人口や年齢構成、集落の構成や配置、その他事業ごとの利用者の状況や企業の立地等の地域全体の現状を分析し、課題を正確に把握した上で、中長期的な将来見通しも踏まえた上で策定します。
- ② 簡易水道事業における管路・施設の状況を踏まえ、企業債・使用料収入など、両者のバランスを見ながら、調整を図った上で実現可能な戦略を策定します。
- ③ 公営企業が料金収入をもって経営を行う独立採算制を基本原則としていることから、料金（経費）回収率の向上、一般会計負担金の適正化、累積欠損金の解消、資金不足比率の改善等に務めながら戦略を策定します。

2.基本方針

厳しい経営環境の中、事業を将来にわたり安定的に必要な住民サービスの提供を維持するためには、事業環境の変化に的確に対応した水道施設の維持管理や更新を行うとともに、経営の効率化や健全化を図ることが必要であり、下記の3つの基本方針に基づき事業経営に取り組みます。

①計画的かつ実現可能な事業執行

これまでの建設投資に伴う公債費（元利償還金）の負担がひと段落し、減少傾向にあります。

耐用年数がすでに到来している老朽化した水道施設や管路の適切な修繕によって更新投資を抑制し、限られた財政の中、適正な事業計画と財政計画を元に持続可能な事業運営を行います。

②効率的な事業執行

業務の効率化とコスト削減に積極的に取り組みます。民間委託の活用（会計支援・消費税申告業務委託）を図りながら、職員教育も徹底して、業務の効率化を図ります。

③収入の確保と負担の適正化

財政基盤の強化のため、料金改定などの検討による収入の確保と、一般会計との負担区分の適正化を行います。国庫補助金等、国からの支援を可能な限り得られるよう努め、財源の確保を行います。

3.現状と将来見通し

3.1.事業の概要

簡易水道事業は、給水人口 101 人以上 5,000 人以下に給水する計画の水道事業が対象となります。事業の目的としては、清浄な飲料水を供給するために浄水し、安全で豊富な水により住民の福祉の向上と環境衛生の確保を図り、防火体制を整えるために行われる事業です。

本町では、西部に位置する大蕨簡易水道事業と、南西部に位置する築北簡易水道事業を行っています。大蕨簡易水道事業は昭和 32 年 4 月より、築北簡易水道事業は昭和 33 年 4 月より給水が開始されています。その後、両簡易水道事業とも 2 度にわたり拡張工事を行い、平成 6 年及び平成 7 年に行われた直近の拡張工事から約 30 年が経過し、施設の老朽化が進んでおり、今後、管路施設、浄水場施設など修繕の需要が増加することが見込まれます。また、簡易水道事業区域は中山間部に位置することから人口減少が進行し、簡易水道事業を取り巻く経営環境は、一層厳しくなるものと予想されます。

3.2.給水・施設の状況

給水、施設の令和 6 年度末における状況は、下記のとおりです。

①給水

供用開始年月日	昭和 31 年 8 月 20 日
計画給水人口	906 人
現在給水人口	348 人（築北：224 人、大蕨：124 人）
給水戸数	153 戸（築北：92 戸、大蕨：61 戸）
有収水量	26,232 m ³ （築北：17,305 m ³ 、大蕨：8,927 m ³ ）
有収水量密度	築北 0.019 千m ³ /ha、大蕨 0.017 千m ³ /ha
法適（全部・財務）・ 非適の区分	法適（一部適用）

②施設

水源	築北：伏流水、大蕨：表流水	
施設数	浄水場設置数	2 箇所
	配水池設置数	5 池
管路延長	16,165.5m	
配水能力	538 m ³ /日	
施設利用率	25.6%	

3.3.料金体系

本町水道事業の料金体系は、メーター口径ごとに区分した基本料金と、使用水量に応じた従量料金を設定しており、現行の料金体系については下表のとおりです。ただし、築北簡易水道給水区域及び大蔵簡易水道給水区域の水道料金は、取水した水質により設置している浄水設備の違いや人口密度等を考慮して、両者間で異なる料金体系を設けています。なお、現行の料金体系は令和4年4月1日より改定し増収が見られましたが、人口の減少により、収入減少傾向が続いていることから、料金改定の検討が必要と見込まれます。

【現行料金】

(築北簡易水道給水区域)

区分	メーター口径	基本料金	従量料金	
専用栓及び共用栓	13mm	1,000 円	1 m ³ ～10 m ³ まで 1 m ³ につき 11 m ³ 以上 1 m ³ につき	160 円 220 円
	16mm	1,200 円		
	20mm	1,500 円		
	25mm	2,500 円		
	30mm	4,300 円		
	40mm	7,300 円		
営農雑用専用栓	13mm	500 円	1 m ³ ～10 m ³ まで 1 m ³ につき 11 m ³ 以上 1 m ³ につき	80 円 110 円
	16mm	600 円		
	20mm	750 円		
	25mm	1,250 円		
	30mm	2,150 円		
	40mm	3,650 円		

(大蔵簡易水道給水区域)

区分	メーター口径	基本料金	従量料金	
専用栓及び共用栓	13mm	2,000 円	1 m ³ ～10 m ³ まで 1 m ³ につき 11 m ³ 以上 1 m ³ につき	160 円 220 円
	16mm	2,200 円		
	20mm	2,500 円		
	25mm	3,500 円		
	30mm	5,300 円		
	40mm	8,300 円		
営農雑用専用栓	13mm	1,000 円	1 m ³ ～10 m ³ まで 1 m ³ につき 11 m ³ 以上 1 m ³ につき	80 円 110 円
	16mm	1,100 円		
	20mm	1,250 円		
	25mm	1,750 円		
	30mm	2,650 円		
	40mm	4,150 円		

3.4.組織体系

本町簡易水道事業は、専任職員は配置されていませんが、建設課下水道係の職員が公共下水道事業と兼務して事業を推進しています。

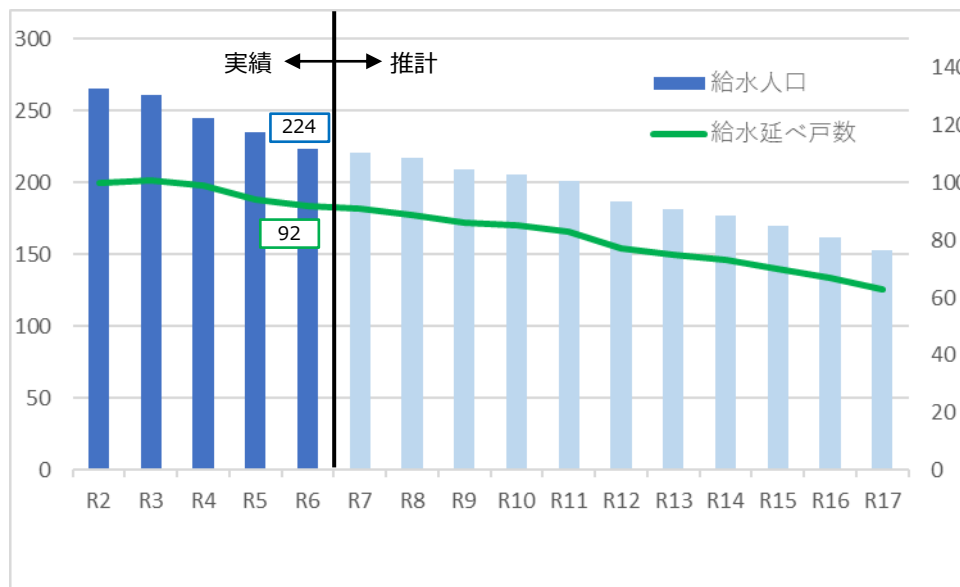
3.5.人口

築北簡易水道給水区域では、令和6年度末の給水人口は224人です。給水人口は年々減少傾向にあり、今後も給水人口が減少した場合、令和17年度には153人まで減少する見込みとなっています。

また、大蕨簡易水道給水区域では、令和6年度末の給水人口は124人です。給水人口は年々減少傾向にあり、今後も給水人口が減少した場合、令和17年度には91人まで減少する見込みとなっています。

(築北簡易水道給水区域)

給水人口・給水延べ戸数の実績値及び推計値

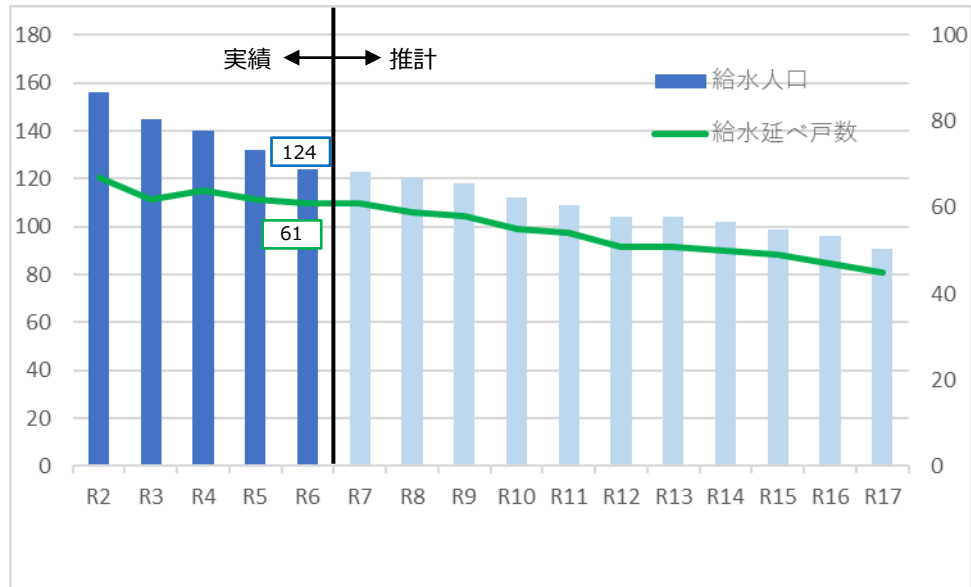


(単位：人、戸)

	実績		推計										
	R5	R6	R7	R8	R9	R10	R11	R12	R13	R14	R15	R16	R17
給水人口	235	224	221	217	209	206	201	187	182	177	170	162	153
給水延べ戸数	94	92	91	89	86	85	83	77	75	73	70	67	63

(大蕨簡易水道給水区域)

給水人口・給水延べ戸数の実績値及び推計値



(単位：人、戸)

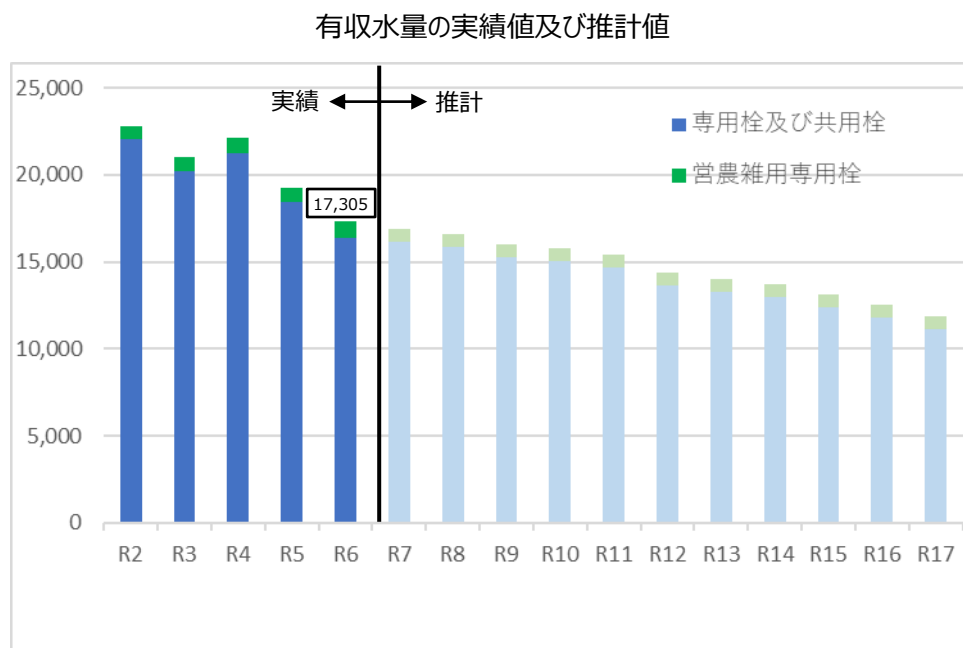
	実績		推計										
	R5	R6	R7	R8	R9	R10	R11	R12	R13	R14	R15	R16	R17
給水人口	132	124	123	120	118	112	109	104	104	102	99	96	91
給水延べ戸数	62	61	61	59	58	55	54	51	51	50	49	47	45

3.6.水需要

築北簡易水道給水区域では、令和 6 年度末の有収水量は 17,305 m³です。将来の有収水量は直近過去 5 年間の 1 人 1 日当たりの有収水量に給水人口予測人口を乗じて推計しています。給水人口の減少により、令和 17 年度には有収水量は 11,903 m³となる見込みです。

また、大蔵簡易水道給水区域では、令和 6 年度末の有収水量は 8,927 m³です。将来の有収水量は直近過去 10 年間の 1 人 1 日当たりの有収水量に給水人口予測人口を乗じて推計しています。給水人口の減少により、令和 17 年度には有収水量は 7,301 m³となる見込みです。

(築北簡易水道給水区域)

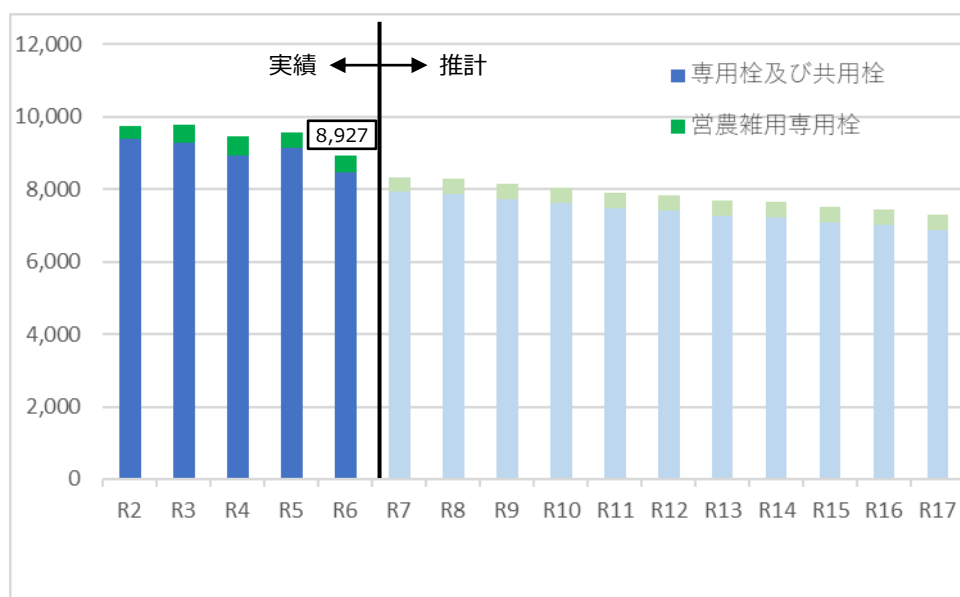


(単位 : m³)

	推計										
	R7	R8	R9	R10	R11	R12	R13	R14	R15	R16	R17
専用栓 及び 供用栓	16,133	15,841	15,257	15,079	14,673	13,651	13,286	12,956	12,410	11,826	11,169
営農 雑用 専用線	734	734	734	736	734	734	734	736	734	734	734
合計	16,867	16,575	15,991	15,815	15,407	14,385	14,020	13,692	13,144	12,560	11,903

(大蕨簡易水道給水区域)

有収水量の実績値及び推計値



(単位: m³)

	推計										
	R7	R8	R9	R10	R11	R12	R13	R14	R15	R16	R17
専用栓 及び 供用栓	7,926	7,861	7,731	7,622	7,472	7,407	7,277	7,231	7,081	7,017	6,887
営農 雑用 専用線	414	414	414	415	414	414	415	414	414	414	414
合計	8,340	8,275	8,145	8,037	7,886	7,821	7,692	7,645	7,495	7,431	7,301

3.7.料金収入

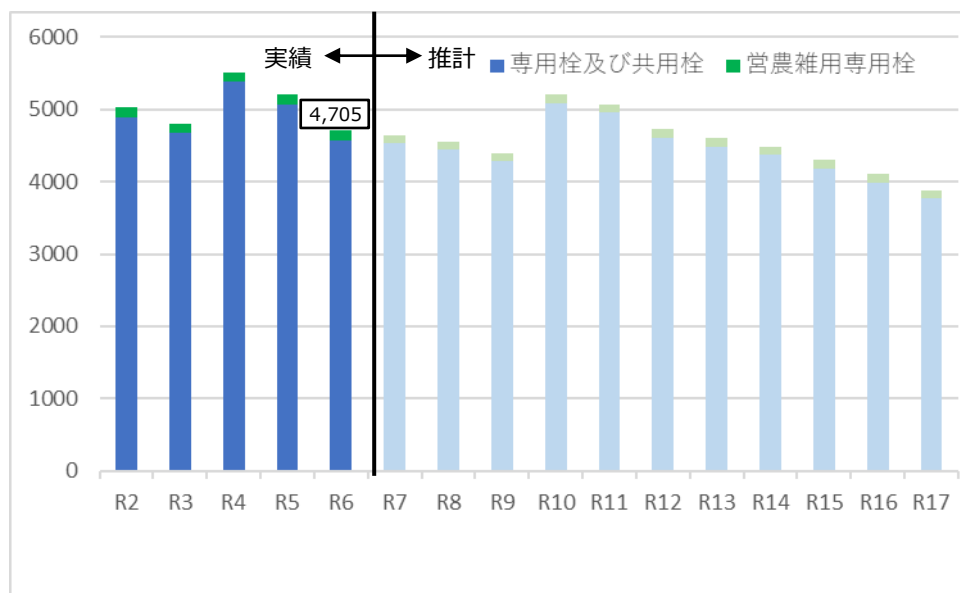
将来の料金収入は水量料金および基本料金の別に推計しています。水量料金は有収水量の予測に現行の水量料金体系を乗じて推計しています。また、基本料金は給水延べ戸数の予測に令和 9 年度までは現行の基本料金体系を乗じて、令和 10 年度以降は料金改定したものとして推計しています。人口減少に伴う水需要の減少によって料金収入も減少していくと考えられます。

築北簡易水道給水区域では、令和 10 年度以降を料金収入 20%増として計算しています。令和 6 年度の料金収入は 4,705 千円で、令和 17 年度の料金収入は 3,884 千円となる見込みです。

大蔵簡易水道給水区域については、令和 10 年度以降を料金収入 80%増として計算しています。令和 6 年度の料金収入は 4,186 千円です。令和 17 年度の料金収入は 4,475 千円となる見込みです。

(築北簡易水道給水区域)

料金収入の実績値及び推計値

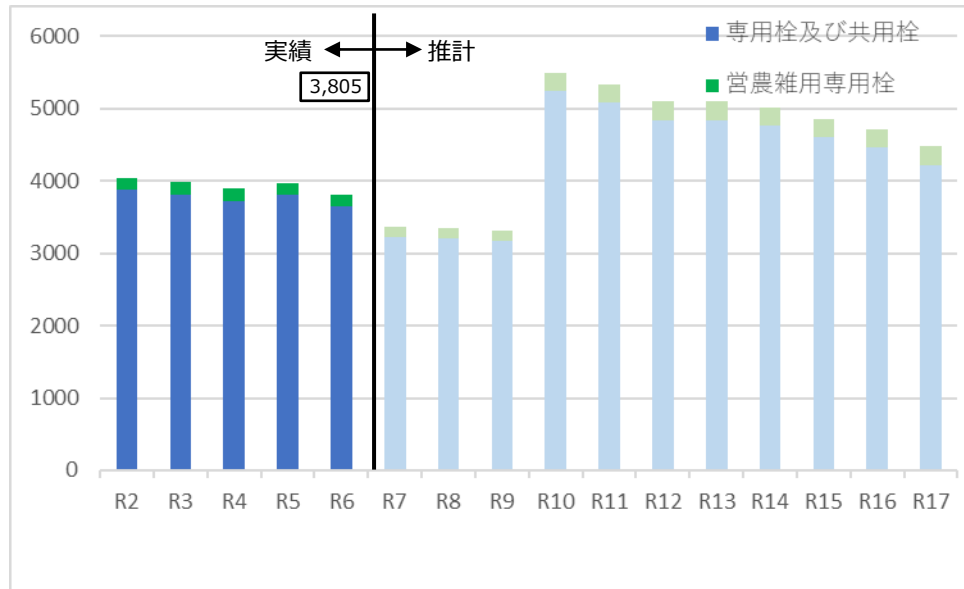


(単位：千円)

	推計										
	R7	R8	R9	R10	R11	R12	R13	R14	R15	R16	R17
専用栓及び供用栓	4,532	4,451	4,289	5,079	4,952	4,601	4,485	4,368	4,183	3,990	3,765
営農雑用専用線	99	99	99	119	119	119	119	119	119	119	119
合計	4,631	4,550	4,388	5,198	5,071	4,720	4,604	4,487	4,302	4,109	3,884

(大蕨簡易水道給水区域)

料金収入の実績値及び推計値



(単位：千円)

	推計										
	R7	R8	R9	R10	R11	R12	R13	R14	R15	R16	R17
専用栓及び共用栓	3,206	3,121	3,075	5,238	5,081	4,844	4,844	4,764	4,608	4,457	4,221
営農雑用専用線	141	141	141	254	254	254	254	254	254	254	254
合計	3,347	3,262	3,216	5,492	5,335	5,098	5,098	5,018	4,862	4,711	4,475

3.8.これまでの主な経営健全化の取組

令和4年度に料金改定を行い、料金による負担を適正に近づけています。

3.9.経営分析

本町では、総務省の公営企業の見える化の推進の一環として、経営指標による他団体との経営状況を示した経営比較分析表の公表が求められていることを踏まえ、決算に係る経営比較分析表を公表しています。

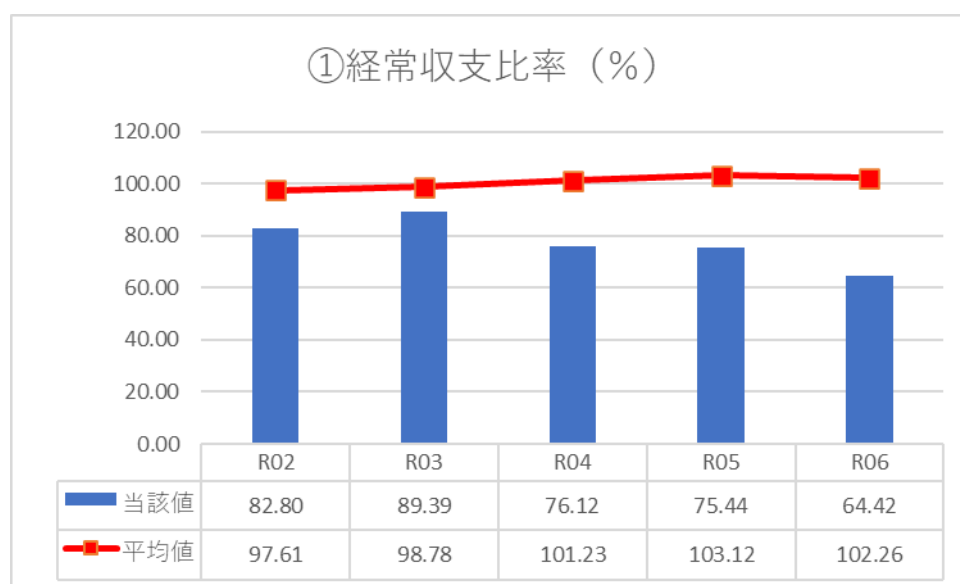
この経営分析比較表は経営及び施設の状況を表す経営指標を活用し、本町の経営比較や他の類似団体との比較、複数の指標を組み合わせた分析を行い、経営の現状及び課題を的確に把握することができます。

① 経常収支比率

経常収支比率は、給水収益や一般会計からの繰入金等の総収益で、維持管理費や支払利息等の費用をどの程度賄えているかを表す指標であり、収支が黒字であることを示す100%以上であることが目安となります。

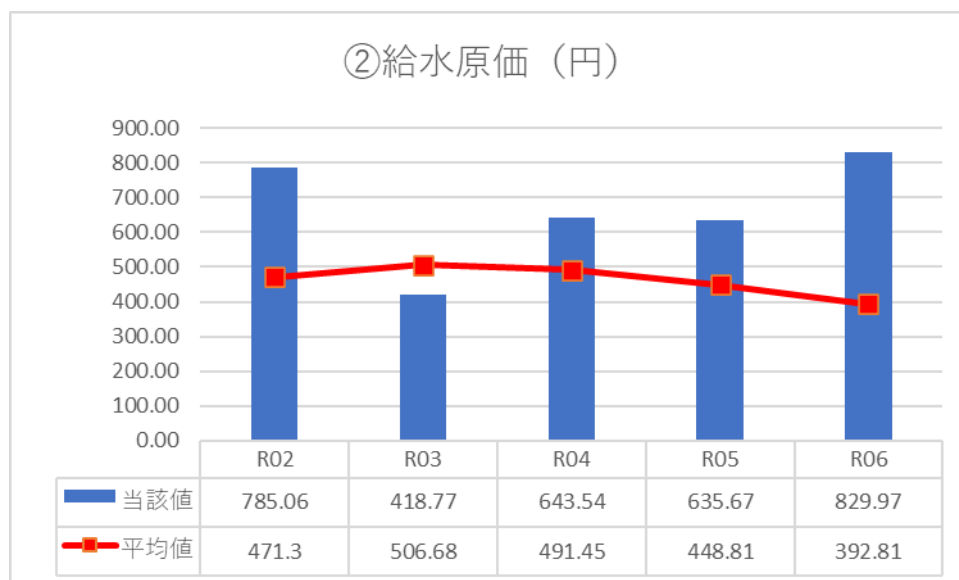
令和6年度よりシステム利用料が大きく増額したことから、令和7年度以降はシステム利用料を一般会計で負担することにより、数値の改善を図っています。

本町においては100%を下回っており、料金改定や経費削減により経営改善を図る必要があります。



②給水原価

給水原価は、有収水量 1 m³あたり、どれだけの費用を要しているかを表す指標です。当該数値が低いほど効率的な事業運営ができていていることを表します。R6 年度にはシステム利用料の増額により給水原価が上昇しております。システム利用料などを一般会計が負担することにより改善する見込みですが、人口減少による有収水量減少に比べて施設維持管理費は減少しないため、今後も増加傾向が予想されます。

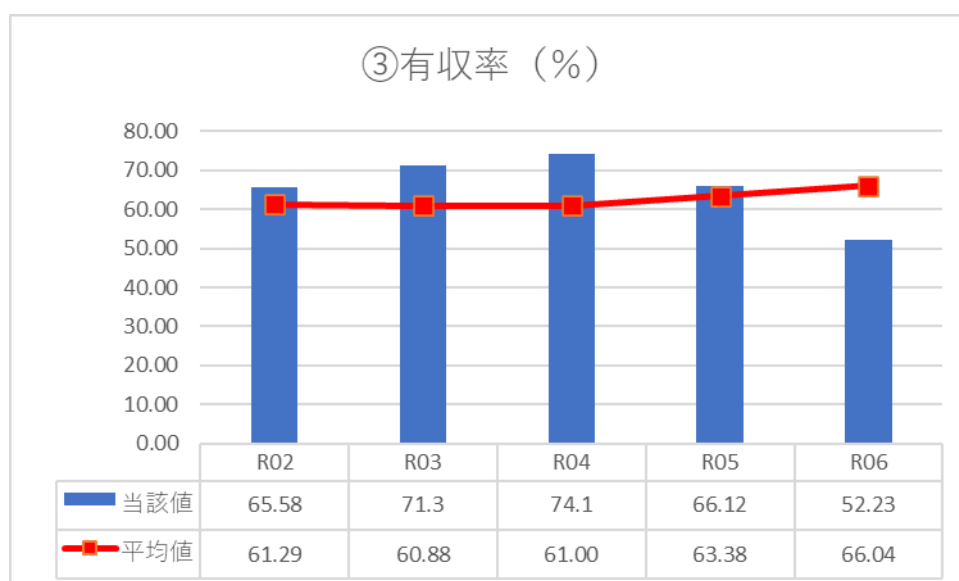


③有収率

有収率は、施設の稼働状況に対する収益の割合を示すもので、簡易水道事業を運営する上で、重要な指標のひとつであり、高い値が望まれます。

令和6年度には水槽清掃のため、有収率が低下しています。

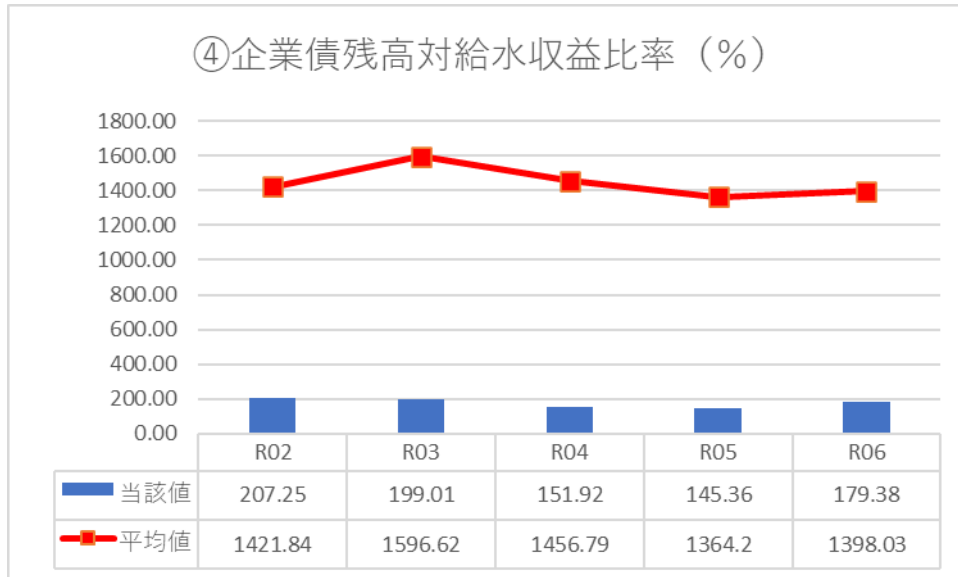
漏水の早期発見・修繕など、配水量縮減の対策を講じ、数値を向上させることで経営状況を改善していきます。



④企業債残高対給水収益比率

給水収益に対する企業債残高の割合で算定され、企業債残高の規模を表す指標です。当該数値が低ければ低いほど、給水収益から企業債の返済財源が確保できていると言えます。

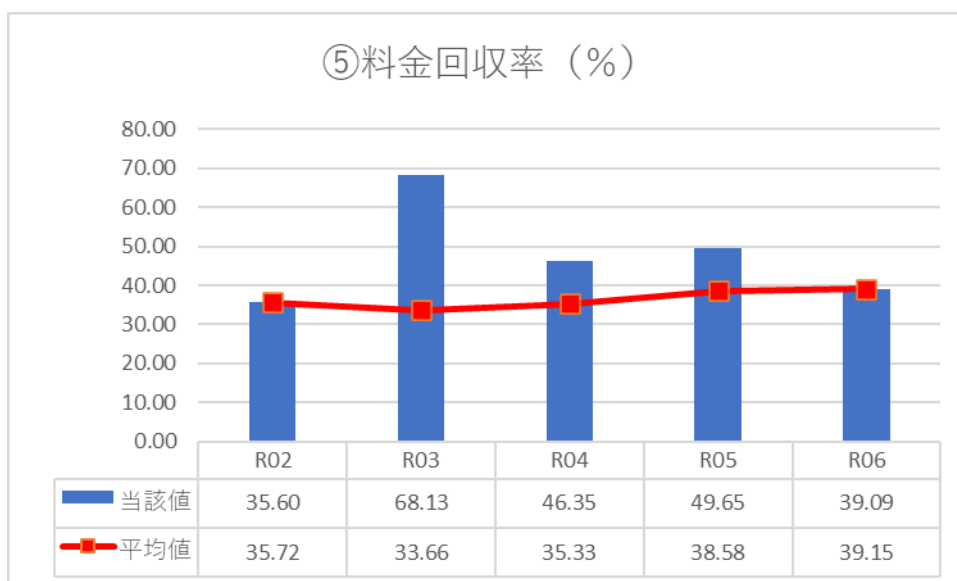
本町においては、他の類似団体の平均値よりも低い数値となっていることから、企業債残高の規模は小さく、企業債の返済財源が確保できていると言えます。



⑤料金回収率

料金回収率は、供給単価に対する給水原価の割合を表す指標で、使用料収入でどれだけ回収すべき経費が賄われているかを表します。本指標は 100%であれば、すべての経費が賄われていることを表すため、100%以上であることが望まれます。

本町においては、人口減少や物価上昇による経費増加などの要因により数値が低下しております。受益者負担の原則からも、料金改定による料金回収率の向上が必要となっています。



3.10.施設の見通し

将来更新需要額として、築北簡易水道給水区域で約 11 億円、大蕨簡易水道給水区域で約 12 億円と試算されます。

現在の簡易水道事業の経営状況から、将来更新費用を支出することは困難であるため、更新ではなく既存施設を修繕し、長期間の運用を行っていくなどの対応が必要と考えられます。

3.11.組織の見通し

現在、簡易水道事業に専任の職員は配置されておらず、公共下水道事業の職員が兼務で対応しています。

今後も業務の効率化を図るため、組織の見直しを検討していきますが、サービス水準の維持や災害時等の対応を考慮すると、現在の人員数での対応には限界があることから、内外研修等の積極的な活用により、水道に精通した職員の育成、知識・技術の継承を図りながら、民間企業のノウハウ等を活用していきます。

4. 今後の投資計画と経営戦略

4.1. 投資・財政計画（収支計画）の前提条件

投資・財政計画（収支計画）を策定するにあたり、主要な計数の前提条件は下表のとおりです。

項目	前提条件	
料金収入	<p>令和9年度までは現行の料金体系を適用。令和10年度以降は料金改定を行うものとして、料金収入を築北20%増、大蔵80%増として算定。</p> <p>①水量料金</p> <ul style="list-style-type: none"> ・算定式：使用水量別料金単価（現行料金）×計画有収水量 ・説明：計画有収水量の試算にあたり、過去の行政区域内人口の減少傾向が継続するものとして算定した給水人口に、過去の住民1人1日あたり有収水量を乗じて算定。 <p>②基本料金</p> <ul style="list-style-type: none"> ・算定式：口径別料金単価（現行料金）×給水延べ戸数 ・説明：給水延べ戸数の試算にあたり、過去の給水延べ戸数の傾向が継続するものとして算定した給水延べ戸数に、過去の口径別構成割合を乗じて算定。 	
一般会計 負担金	基準内繰入	企業債元利償還金の一部
	基準外繰入	<p>①上水道の基準を準用した高料金対策繰入金</p> $\text{高料金対策繰入} = (\text{減価償却費} - \text{長期前受金戻入} + \text{企業債利息}) / \text{有収水量}$ <p>－ 基準となる資本費単価 × 有収水量 × 1/2（対象年度の前々年度の数値を使用）</p> <p>②3年に一度実施する水質検査費用の一部</p>
経費	物価変動（R8：2%、R9～：1%）の影響を受ける項目と受けない項目に区分して試算。施設更新を行わないことから、毎年一定の修繕費を確保。	
職員給与費	建設課職員が下水道企業会計と兼務していることから、給与費として時間外手当のみ計上。過去の実績に2025年人事院勧告を加味（3%）。	
建設改良費	令和8年度以降は新規の施設建設を行わない。	
企業債償還金・支払利息	令和8年度以降新規借入を行わないものとし、現行の借入分を計上。	
その他	<p>①料金・会計システム使用料を一般会計で負担</p> <p>②大蔵簡易水道給水区域の修繕費を令和10年度から一般会計で負担</p>	

4.2. 投資・財政計画（収支計画）

投資・財政計画（収支計画）の試算結果は、次頁のとおりです。

築北簡易水道給水区域と大蔵簡易水道給水区域とで分けて試算しています。

築北簡易水道給水区域

○収益の収支

区 分		年 度	前々年度	前年度	本年度	令和9年度
		(決 算)	[決 算]	[決 算]		
収 益 的 収 入	1. 営 業 収 益 (A)	4,776	4,702	4,621	4,459	
	(1) 料 金 収 入	4,705	4,631	4,550	4,388	
	(2) 受 託 工 事 収 益 (B)					
	(3) そ の 他	71	71	71	71	
	2. 営 業 外 収 益	5,872	6,871	7,427	7,248	
	(1) 負 担 金	561	1,560	2,116	1,937	
	他 会 計 負 担 金	561	1,560	2,116	1,937	
	そ の 他 負 担 金					
	(2) 長 期 前 受 金 戻 入	5,311	5,311	5,311	5,311	
	(3) そ の 他					
	収 入 計 (C)	10,648	11,573	12,048	11,707	
	収 益 的 支 出	1. 営 業 費 用	17,077	15,372	15,306	15,597
		(1) 職 員 給 与 費	78	98	100	103
基 本 給 与 費						
退 職 給 付 費						
そ の 他		78	98	100	103	
(2) 経 費		6,559	4,892	4,976	5,264	
動 力 費		1,082	1,127	1,255	1,196	
修 繕 費		50	455	682	1,000	
薬 品 費		32	31	37	37	
そ の 他		5,396	3,280	3,002	3,031	
(3) 減 価 償 却 費		10,440	10,382	10,230	10,230	
2. 営 業 外 費 用		42	35	27	20	
(1) 支 払 利 息		42	35	27	20	
(2) そ の 他						
支 出 計 (D)	17,119	15,407	15,333	15,617		
経 常 損 益 (C)-(D) (E)	△ 6,471	△ 3,834	△ 3,285	△ 3,910		
特 別 利 益 (F)						
特 別 損 失 (G)						
特 別 損 益 (F)-(G) (H)						
当 年 度 純 利 益 (又 は 純 損 失) (E)+(H)	△ 6,471	△ 3,834	△ 3,285	△ 3,910		
繰 越 利 益 剰 余 金 又 は 累 積 欠 損 金 (I)	△ 25,189	△ 29,023	△ 32,308	△ 36,218		
流 動 資 産 (J)	9,574	9,286	9,792	9,665		
	う ち 未 収 金	1,680	1,275	1,275	1,275	
	流 動 負 債 (K)	3,438	2,665	2,673	2,680	
		う ち 建 設 改 良 費 分	1,121	1,128	1,136	1,143
う ち 一 時 借 入 金						
う ち 未 払 金	2,317	1,537	1,537	1,537		
累 積 欠 損 金 比 率 ($\frac{(I)}{(A)-(B)} \times 100$)	△ 527	△ 617	△ 699	△ 812		
地方財政法施行令第15条第1項により算定した 資 金 の 不 足 額 (L)						
営 業 収 益 - 受 託 工 事 収 益 (A)-(B) (M)	4,776	4,702	4,621	4,459		
地 方 財 政 法 に よ る 資 金 不 足 の 比 率 ((L)/(M)×100)						
健全化法施行令第16条により算定した 資 金 の 不 足 額 (N)						
健全化法施行規則第6条に規定する 解 消 可 能 資 金 不 足 額 (O)						
健全化法施行令第17条により算定した 事 業 の 規 模 (P)						
健全化法第22条により算定した 資 金 不 足 比 率 ((N)/(P)×100)						

(単位:千円, %)

令和10年度	令和11年度	令和12年度	令和13年度	令和14年度	令和15年度	令和16年度	令和17年度
5,269	5,142	4,791	4,675	4,558	4,373	4,180	3,955
5,198	5,071	4,720	4,604	4,487	4,302	4,109	3,884
71	71	71	71	71	71	71	71
7,191	7,466	6,554	6,529	6,846	6,595	4,418	2,770
1,880	2,155	1,243	1,218	1,535	1,318	1,312	1,571
1,880	2,155	1,243	1,218	1,535	1,318	1,312	1,571
5,311	5,311	5,311	5,311	5,311	5,277	3,106	1,199
12,460	12,609	11,345	11,205	11,404	10,968	8,598	6,726
15,707	15,300	15,253	15,258	15,206	15,098	10,765	7,374
106	109	112	115	118	122	126	130
106	109	112	115	118	122	126	130
5,585	5,278	5,228	5,230	5,235	5,223	5,208	5,189
1,182	1,150	1,070	1,042	1,016	973	927	876
1,000	1,000	1,000	1,000	1,000	1,000	1,000	1,000
37	37	37	37	37	37	37	37
3,366	3,091	3,121	3,151	3,182	3,213	3,244	3,276
10,016	9,913	9,913	9,913	9,853	9,753	5,431	2,055
13	6						
13	6						
15,720	15,306	15,253	15,258	15,206	15,098	10,765	7,374
△ 3,260	△ 2,697	△ 3,908	△ 4,053	△ 3,802	△ 4,130	△ 2,167	△ 648
△ 3,260	△ 2,697	△ 3,908	△ 4,053	△ 3,802	△ 4,130	△ 2,167	△ 648
△ 39,478	△ 42,175	△ 46,084	△ 50,137	△ 53,939	△ 58,069	△ 60,236	△ 60,885
9,967	10,722	11,415	11,964	12,704	13,050	13,208	13,415
1,275	1,275	1,275	1,275	1,275	1,275	1,275	1,275
2,687	1,537	1,537	1,537	1,537	1,537	1,537	1,537
1,150							
1,537	1,537	1,537	1,537	1,537	1,537	1,537	1,537
△ 749	△ 820	△ 962	△ 1,072	△ 1,183	△ 1,328	△ 1,441	△ 1,539
5,269	5,142	4,791	4,675	4,558	4,373	4,180	3,955

○資本的収支

区 分		年 度	前々年度	前年度	本年度	令和9年度	令和10年度	
		(決算)	(決算見込)					
資本的 収 入	1. 企 業 債 うち 資本費平準化債							
		2. 他 会 計 出 資 金						
		3. 他 会 計 補 助 金						
		4. 他 会 計 負 担 金						
		5. 他 会 計 借 入 金						
		6. 国(都道府県)補助金						
		7. 固定資産売却代金						
		8. 工 事 負 担 金						
		9. そ の 他						
	計 (A)							
	(A)のうち翌年度へ繰り越される支出の財源充当額 (B)							
	純 計 (A)-(B) (C)							
	資本的 支 出	1. 建 設 改 良 費 うち 職員給与費						
			2. 企 業 債 償 還 金	1,119	1,121	1,128	1,136	1,143
3. 他 会 計 長 期 借 入 返 還 金								
4. 他 会 計 へ の 支 出 金								
5. そ の 他								
計 (D)		1,119	1,121	1,128	1,136	1,143		
資本的収入額が資本的支出額に不足する額 (E)		1,119	1,121	1,128	1,136	1,143		
補 填 財 源	1. 損 益 勘 定 留 保 資 金							
	2. 利 益 剰 余 金 処 分 額							
	3. 繰 越 工 事 資 金							
	4. そ の 他	1,119	1,121	1,128	1,136	1,143		
計 (F)	1,119	1,121	1,128	1,136	1,143			
補填財源不足額 (E)-(F)								
他 会 計 借 入 金 残 高 (G)								
企 業 債 残 高 (H)		5,678	4,557	3,429	2,293	1,150		

○他会計繰入金

区 分		年 度	前々年度	前年度	本年度	令和9年度	令和10年度
		(決算)	(決算見込)				
収益的収支分			633	1,632	2,187	2,008	1,951
	うち 基準内繰入金		633	651	649	649	650
	うち 基準外繰入金			981	1,538	1,359	1,301
資本的収支分							
	うち 基準内繰入金						
	うち 基準外繰入金						
合 計			633	1,632	2,187	2,008	1,951

●一般会計で直接負担

区 分		年 度	前々年度	前年度	本年度	令和9年度	令和10年度
		(決算)	(決算見込)				
	シ ス テ ム 使 用 料			1,566	1,402	1,402	1,402
合 計				1,566	1,402	1,402	1,402

大蔵簡易水道給水区域

○収益の収支

区 分		年 度	前々年度 (決 算)	前年度 (決 算) 〔 決 見 込 〕	本年度	令和9年度	
収 益 的 収 入	1. 営 業 収 益 (A)		3,853	3,395	3,310	3,264	
	(1) 料 金 収 入		3,805	3,347	3,262	3,216	
	(2) 受 託 工 事 収 益 (B)						
	(3) そ の 他		48	48	48	48	
	2. 営 業 外 収 益		7,511	8,353	8,603	8,522	
	(1) 負 担 金		412	1,067	1,317	1,236	
	他 会 計 負 担 金		412	1,067	1,317	1,236	
	そ の 他 負 担 金						
	(2) 長 期 前 受 金 戻 入		7,099	7,286	7,286	7,286	
	(3) そ の 他						
	収 入 計 (C)		11,364	11,748	11,913	11,786	
	収 益 的 支 出	1. 営 業 費 用		17,008	14,993	15,045	16,205
		(1) 職 員 給 与 費		52	62	64	66
基 本 給 付 費							
退 職 給 付 費							
そ の 他			52	62	64	66	
(2) 経 費			7,225	4,885	4,837	5,995	
動 力 費			1,009	1,063	1,136	1,147	
修 繕 費			1,575	550	682	1,800	
薬 品 費			493	509	527	532	
そ の 他			4,148	2,763	2,492	2,516	
(3) 減 価 償 却 費			9,731	10,046	10,144	10,144	
2. 営 業 外 費 用			46	77	69	59	
(1) 支 払 利 息			46	77	69	59	
(2) そ の 他							
支 出 計 (D)		17,054	15,070	15,114	16,264		
経 常 損 益 (C)-(D) (E)		△ 5,690	△ 3,322	△ 3,201	△ 4,478		
特 別 利 益 (F)							
特 別 損 失 (G)							
特 別 損 益 (F)-(G) (H)							
当 年 度 純 利 益 (又 は 純 損 失) (E)+(H)		△ 5,690	△ 3,322	△ 3,201	△ 4,478		
繰 越 利 益 剰 余 金 又 は 累 積 欠 損 金 (I)		△ 18,555	△ 21,877	△ 25,078	△ 29,556		
流 動 資 産 (J)		△ 274	△ 2,025	△ 3,292	△ 5,912		
う ち 未 収 金		1,120	850	850	850		
流 動 負 債 (K)		2,672	2,158	2,322	2,328		
う ち 建 設 改 良 費 分		1,128	1,133	1,297	1,303		
う ち 一 時 借 入 金							
う ち 未 払 金		1,544	1,025	1,025	1,025		
累 積 欠 損 金 比 率 ($\frac{(I)}{(A)-(B)} \times 100$)		△ 482	△ 644	△ 758	△ 906		
地 方 財 政 法 施 行 令 第 15 条 第 1 項 に よ り 算 定 し た 資 金 の 不 足 額 (L)							
営 業 収 益 - 受 託 工 事 収 益 (A)-(B) (M)		3,853	3,395	3,310	3,264		
地 方 財 政 法 に よ り 算 定 し た 資 金 不 足 の 比 率 ((L)/(M)×100)							
健 全 化 法 施 行 令 第 16 条 に よ り 算 定 し た 資 金 の 不 足 額 (N)							
健 全 化 法 施 行 規 則 第 6 条 に 規 定 す る 解 消 可 能 資 金 不 足 額 (O)							
健 全 化 法 施 行 令 第 17 条 に よ り 算 定 し た 事 業 の 規 模 (P)		3,853	3,395	3,310	3,264		
健 全 化 法 第 22 条 に よ り 算 定 し た 資 金 不 足 比 率 ((N)/(P)×100)							

(単位:千円, %)

令和10年度	令和11年度	令和12年度	令和13年度	令和14年度	令和15年度	令和16年度	令和17年度
5,540	5,383	5,146	5,146	5,066	4,910	4,759	4,523
5,492	5,335	5,098	5,098	5,018	4,862	4,711	4,475
48	48	48	48	48	48	48	48
8,579	8,820	8,219	8,042	8,272	7,842	7,674	5,260
1,293	1,534	933	756	986	556	523	770
1,293	1,534	933	756	986	556	523	770
7,286	7,286	7,286	7,286	7,286	7,286	7,151	4,490
14,119	14,203	13,365	13,188	13,338	12,752	12,433	9,783
14,632	14,123	14,098	13,786	13,763	13,774	13,643	10,603
68	70	72	74	76	78	80	82
68	70	72	74	76	78	80	82
4,420	4,278	4,320	4,362	4,406	4,450	4,494	4,538
1,158	1,170	1,182	1,194	1,206	1,218	1,230	1,242
537	542	547	552	558	564	570	576
2,725	2,566	2,591	2,616	2,642	2,668	2,694	2,720
10,144	9,775	9,706	9,350	9,281	9,246	9,069	5,983
50	39	37	31	24	17	10	5
50	39	37	31	24	17	10	5
14,682	14,162	14,135	13,817	13,787	13,791	13,653	10,608
△ 563	41	△ 770	△ 629	△ 449	△ 1,039	△ 1,220	△ 825
△ 563	41	△ 770	△ 629	△ 449	△ 1,039	△ 1,220	△ 825
△ 30,119	△ 30,078	△ 30,848	△ 31,477	△ 31,926	△ 32,965	△ 34,185	△ 35,010
△ 4,622	△ 3,103	△ 1,698	△ 508	792	1,467	1,918	2,510
850	850	850	850	850	850	850	850
2,335	1,569	1,570	1,571	1,572	1,573	1,195	1,193
1,310	544	545	546	547	548	170	168
1,025	1,025	1,025	1,025	1,025	1,025	1,025	1,025
△ 544	△ 559	△ 599	△ 612	△ 630	△ 671	△ 718	△ 774
5,540	5,383	5,146	5,146	5,066	4,910	4,759	4,523
5,540	5,383	5,146	5,146	5,066	4,910	4,759	4,523

○資本的収支

区 分		年 度	前々年度 (決 算)	前年度 (決 算) 見 込	本年度	令和9年度	令和10年度
資 本 的 収 入	資 本 的 収 入	1. 企 業 債	3,800				
		うち資本費平準化債					
		2. 他 会 計 出 資 金					
		3. 他 会 計 補 助 金					
		4. 他 会 計 負 担 金		1,854	209	297	298
		5. 他 会 計 借 入 金					
		6. 国 (都 道 府 県) 補 助 金					
		7. 固 定 資 産 売 却 代 金					
		8. 工 事 負 担 金					
	9. そ の 他						
	計 (A)	3,800	1,854	209	297	298	
	(A)のうち翌年度へ繰り越される支出の財源充当額 (B)						
	純 計 (A)-(B) (C)	3,800	1,854	209	297	298	
	資 本 的 支 出	資 本 的 支 出	1. 建 設 改 良 費	3,500	1,645		
うち職員給与費							
2. 企 業 債 償 還 金			738	1,128	1,133	1,297	1,303
3. 他 会 計 長 期 借 入 返 還 金							
4. 他 会 計 へ の 支 出 金							
5. そ の 他							
計 (D)	4,238	2,773	1,133	1,297	1,303		
資本的収入額が資本的支出額に不足する額 (D)-(C) (E)		438	919	924	1,000	1,005	
補 填 財 源	補 填 財 源	1. 損 益 勘 定 留 保 資 金					
		2. 利 益 剰 余 金 処 分 額					
		3. 繰 越 工 事 資 金					
		4. そ の 他					
計 (F)							
補填財源不足額 (E)-(F)		438	919	924	1,000	1,005	
他 会 計 借 入 金 残 高 (G)							
企 業 債 残 高 (H)		9,587	8,459	7,326	6,029	4,726	

○他会計繰入金

区 分		年 度	前々年度 (決 算)	前年度 (決 算) 見 込	本年度	令和9年度	令和10年度
収 益 的 収 支 分			460	1,115	1,365	1,284	1,341
	うち基準内繰入金		460	461	460	457	454
	うち基準外繰入金			654	905	827	887
資 本 的 収 支 分				1,854	209	297	298
	うち基準内繰入金			209	209	297	298
	うち基準外繰入金			1,645			
合 計			460	2,969	1,574	1,581	1,639

●一般会計で直接負担

区 分		年 度	前々年度 (決 算)	前年度 (決 算) 見 込	本年度	令和9年度	令和10年度
	シ ス テ ム 使 用 料			1,044	935	935	935
	修 繕 費						1,800
合 計				1,044	935	935	2,735

(単位:千円)

令和11年度	令和12年度	令和13年度	令和14年度	令和15年度	令和16年度	令和17年度
299	299	300	300	301	301	94
299	299	300	300	301	301	94
299	299	300	300	301	301	94
1,310	544	545	546	547	548	170
1,310	544	545	546	547	548	170
1,011	245	245	246	246	247	76
1,011	245	245	246	246	247	76
3,416	2,872	2,327	1,781	1,234	686	516

(単位:千円)

令和11年度	令和12年度	令和13年度	令和14年度	令和15年度	令和16年度	令和17年度
1,582	981	804	1,034	604	571	818
452	67	64	60	57	53	51
1,130	914	740	974	547	518	767
299	299	300	300	301	301	94
299	299	300	300	301	301	94
1,881	1,280	1,104	1,334	905	872	912

(単位:千円)

令和11年度	令和12年度	令和13年度	令和14年度	令和15年度	令和16年度	令和17年度
935	935	935	935	935	935	935
1,800	1,800	1,800	1,800	1,800	1,800	1,800
2,735	2,735	2,735	2,735	2,735	2,735	2,735

4.3.計画期間内の経営状況

人口減少、節水意識の高まりによる水需要の低下に伴う減収に対応するため、料金改定の検討が必要となりますが、今後も更なる人口減少や物価上昇が見込まれ、先行きは不透明な状況です。

簡易水道事業対象区域は中山間部であり人口が少ないことから、現状の給水収益だけで経費を賄うことが難しく、上水道事業の基準を準用した高料金対策に要する経費や、料金・会計システムの利用料など、一般会計から多額の負担をしている現状にあります。

本町では、築北簡易水道給水区域及び大蕨簡易水道給水区域ともに、浄水場施設の老朽化が進んでいます。取水ポンプケーブル修繕や圧力タンク修繕など、修繕により長期の運用を行い、耐用年数到来後においても建設工事を極力削減する方針です。

4.4.投資・財政計画（収支計画）の策定にあたっての説明

①収支計画のうち、投資についての説明

現在の施設の経営規模では、民間委託をしても経費等の削減は期待できないが、業務の効率化を図るため、広域化など様々な手法を検討していきます。

また、施設更新投資を負担することは難しいことから、新規更新やそれに伴う起債を行わず、現在の施設を適正に維持管理するための投資を計画的に行えるよう、既存の施設・設備の適切な修繕工事による長期の運用を積極的に進めます。

②収支計画のうち、財源についての説明

受益者負担の原則に則り、料金回収率向上のため令和10年度に料金改定を計画しています。

築北地区は現金収支を黒字化し、将来の施設修繕や更新のための資金として建設改良積立金を準備することを目標として料金収入を20%増、大蕨地区では計画期間中に預金残高の黒字化を目標とし、料金収入を80%増と計画としています。

また、大蕨簡易水道給水区域は料金収入によって修繕費を賄うことが困難であることから、令和10年度以降は一般会計より負担します。人口減少による水需要の減少などのため、料金収入が毎年減収となる見込みであることから、今後も一般会計による負担が必要となります。

③投資以外の経費についての説明

人口減少の傾向から考えれば、給水収益が減少することは避けられず、過大な投資を行わないよう経費の削減に努めます。

委託料に関しては、水質検査業務等を民間へ委託し人件費等の削減を図っています。修繕費に関しては、適切な修繕による施設長期利用のため、毎年一定の額を確保します。動力費に関しては、水道施設が今後増える可能性は低いものと考えられ、現施設の適正な運用を図ります。

4.5.投資・財政計画（収支計画）に未反映の取組や今後検討予定の取組の概要

①投資についての検討状況等

（ア）民間の資金・ノウハウ等の活用（PPP／PFI等の導入等）

事業規模が小さいため、現時点での導入については、未検討です。

（イ）施設・設備の廃止・統合（ダウンサイジング）

将来の給水人口減少を考慮して、施設・設備の廃止・統合を検討します。

（ウ）施設・設備の合理化（スペックダウン）

将来の給水人口減少を考慮して、施設・設備の廃止・統合を検討します。

（エ）施設・設備の長寿命化等の投資の平準化

適宜資産の老朽化程度を確認しながら、検討を行います。

（オ）広域化

事務等の共同化は可能かもしれませんが、他団体の動向も踏まえ、協議を行います。

②財源についての検討状況等

（ア）料金

給水人口の減少に伴い、料金収入の減少が進むため、今後も水道料金体系等の見直しを検討する必要があります。水道使用量とのバランスを考慮し自己資金の不足が最小となるよう検討していきます。

（イ）企業債

新たな水道施設等の計画や設備更新の予定はありません。住民に過度な負担とならないように、現行の使用料収入の中で対応するため、新規借入は想定していません。

（ウ）他会計負担金

経費を料金収入だけで賄うことが困難な状況にあることから、必要に応じて一般会計より一定額を負担することを検討します。

(工) 資産の有効活用等による収入増加の取組

現在、活用できる遊休資産はありません。

(オ) その他の取組

老朽管の更新や施設更新等の事業を行なう場合は、一般会計から負担するなど適切な財源確保について検討します。

③投資以外の経費についての検討状況等

(ア) 委託料

検針業務・水質調査業務を委託し事務作業の軽減及び施設管理の効率化に努めていますが、事務作業の見直しによる効率的な運営が見込める事業の外部委託を検討し経費の節減に努めます。

(イ) 修繕費

安定した給水の確保に向け、老朽管及び浄水場等の施設設備の点検を実施し、計画的な修繕が図れるよう検討します。

(ウ) 動力費

水道施設や管路の適切な維持管理に努め費用の抑制を図ります。

(エ) 職員給与費

本町の給与制度により、引き続き、削減に努めます。

(オ) その他の取組

人口減少により継続的な経営が困難な大蕨簡易水道給水区域については、今後の運営形態の検討を行ってまいります。

5.経営戦略の事後検証、更新等に関する事項

毎年度、進捗管理（モニタリング）を行い、基本5年ごとに見直しを行うことにより、計画策定（P）、実施（D）、検証（C）、見直し（A）のPDCAサイクルを効果的に実施し、本戦略の事後検証、更新を行っていきます。